

三重県聴覚障がい者向け字幕入り映像ライブラリー貸出事業実施方法

三重県聴覚障がい者向け字幕入り映像ライブラリー貸出事業運営要綱に基づき、その実施方法を以下のとおり定める。

1 事業実施体制

この事業は、三重県が三重県聴覚障害者支援センターの指定管理業務の一環として実施する。指定管理者は、県内各地の聴覚障がい者が等しく字幕入り映像ライブラリーの活用ができるよう、効率的、効果的な運営を図る。

センター以外に保管場所を設け、運用することも可能とするが、その場合、保管場所には、字幕入り映像ライブラリーの管理責任者（以下「地域管理者」という。）を置くとともに地域管理者は適切な運営管理を行わなければならない。

2 利用方法

字幕入り映像ライブラリーの利用を申し込む時は、「字幕入り映像ライブラリー借受申込書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、センター又は地域管理者に提出する。提出は郵送・ファックス・電子メールも可能とする。

センター（又は地域管理者）は、提出のあった申込書の内容を確認し、適当であると認められる場合は利用申込者に貸し出す。

貸出は、原則手渡しとし、郵送を希望する場合は、郵送による貸出も可能とする。

返却は、貸出を申し込んだ機関に返却することとし、郵送による返却も可能とする。ただし、郵送料は利用者の負担とする。

3 貸出のルール

- ① 貸出は一人1回3巻（枚）までとする。
- ② 貸出期間は2週間とする。
- ③ 既に利用者に貸出中のものがある場合は、新規に貸出できない。
- ④ 貸出は無料とする。ただし、破損、滅失した場合は、その複製にかかる費用を利用者に請求することがある。
- ⑤ 利用者は、以下のことはしないこと。
 - ・複製すること
 - ・申込者以外のものに転貸、譲渡、もしくは転売すること
 - ・他の目的に使用すること
 - ・有料上映会を実施すること（上記の行為は、著作権法（昭和45年法律第48号）により禁止されています。これに違反しトラブルが生じた場合の責任は、利用者が負うこととし、以後の貸出の停止又は利用者登録を抹消します。）

字幕入り映像ライブラリー借受申込書

氏名 (団体等名)			登録番号		
住所 (所在地)	〒				
	TEL・FAX () -				
	分類番号	種別	作品題名		
第1希望		DVD			
		DVD			
		DVD			
第2希望		DVD			
		DVD			
		DVD			
借受期間	年 月 日から 年 月 日まで				
借受期間 延長願	年 月 日までの貸出の延長をお願いします。				
	理由				
上記のとおり字幕入り映像ライブラリーの借受を申し込みます。					
年 月 日					
三重県聴覚障害者支援センター長 あて					

以下 事務局使用欄

受付 No.	受付日	発送日	返却日	送料	備考